

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行					修 正 案					修正理由
13	3 道路事故					3 道路事故					追加
	事故名	発生年月日	場所	人的被害	事故概要	事故名	発生年月日	場所	人的被害	事故概要	
	(略)					(略)					
	(追加)										
						笹子トンネル天井板落下事故	2012（平成24）年12月2日	山梨県大月市笹子町の中央自動車道上り線笹子トンネル	死者9名、負傷者2名	東京方面に向かう上り線トンネルの大月市側出口から約1700m 付近で、トンネルの天井である横5m、奥行1.2m、厚さ約8cmと9cm、重さ約1.2tほどのコンクリート板およそ270枚（中壁を含む）が138mにわたってV字型に折り重なるように崩れ落ちた。事故発生時に走行中であった自動車3台が下敷きとなり、うち2台から発火したもの。日本の高速道路上の事故としては、死者数が史上最多。	
						軽井沢スキーバス転落事故	2016年（平成28年）1月15日	長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号碓氷バイパスの入山峠付近（軽井沢駅約2kmの群馬県・長野県境付近）	死者15名、負傷者26名	乗員・乗客41人（運転手2人、乗客39人）の大型観光バスが、群馬県から長野県方面に向かう国道18号碓氷バイパスの緩やかな下り坂を走行中、左側ガードレールに接触したのち対向車線へはみ出し、約100m先のガードレールに衝突しながら道路右側に転落	
14	4 危険物等事故					4 危険物等事故					追加
	事故名	発生年月日	場所	人的被害	事故概要	事故名	発生年月日	場所	人的被害	事故概要	
	(略)					(略)					
	(追加)										
						北見市都市ガス漏れ事故	2007（平成19）年1月19日	北海道北見市春光町	死者3名、負傷者11名	老朽化した鑄鉄製ガス管の切断による都市ガスの大規模なガス漏れ事故。この事故を契機に一酸化炭素を含む都市ガスの転換を国が指示し、2010年3月25日に全廃された。	
15	6 広域停電事故					6 広域停電事故					錯誤修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行				修 正 案				修正理由
		発生年月日	場所	事故概要		発生年月日	場所	事故概要	
		(略)				(略)			
		2006 年（平成 18 年）7 月 14 日	東京都心部，神奈川県横浜市北部，川崎市西部，千葉県市川市，浦安市の一部系 139 万 1,000 世帯	(略)		2006 年（平成 18 年）8 月 14 日	東京都心部，神奈川県横浜市北部，川崎市西部，千葉県市川市，浦安市の一部系 139 万 1,000 世帯	(略)	
32	5 危険物等保安措置 (略) (2) <u>(追加)</u> 消火設備の耐震化指導 (3) 保安教育，訓練の実施指導 ア 震災対応措置を明記した予防規程 <u>(追加)</u> の作成 イ 予防規程 <u>(追加)</u> に基づく自衛消防訓練の実施 (4) 施設の点検・補修等 消防法 <u>(追加)</u> に規定する定期点検が義務となる危険物 <u>(追加)</u> 施設に対し，定期点検の実施，不備項目についての改修を指導する。 <u>(追加)</u>				5 危険物等保安措置 (略) (2) <u>危険物施設の</u> 消火設備の耐震化指導 (3) 保安教育，訓練の実施指導 ア 震災対応措置を明記した予防規程，危害予防規程又は保安教育計画（以下「予防規程等」という。）の作成 イ 予防規程等に基づく自衛消防訓練等の実施 (4) 施設の点検・補修等 消防法又は火薬類取締法に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し，定期点検の実施，不備項目についての改修を指導する。 (5) 火薬類の製造施設等に係る緊急措置の指導 火薬類の製造施設等に対し，延焼等による災害を防止するため，速やかに火薬類を火薬庫等から安全な場所に移動させる等の措置がとられるよう指導する。				平成 29 年度から，火薬類取締法に基づく事務が京都府から移管されたため
34	ウ 広報活動 (略) 特に， <u>4 月の山林防火運動期間</u> や行楽シーズンにおいては，(略)				ウ 広報活動 (略) 特に， <u>3 月の春の火災予防運動期間</u> や行楽シーズンにおいては，(略)				山林防火運動がなくなったため。
64	(2) 事業者の活動体制 危険物 <u>(追加)</u> 取扱事業者 <u>(追加)</u> は，危険物等事故が発生した場合は，(略)				(2) 事業者の活動体制 危険物 <u>又は火薬類の</u> 取扱事業者 <u>(以下「危険物取扱事業者等」という。)</u> は，危険物等事故が発生した場合は，(略)				字句修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	4. 1. 5 危険物取扱事業者 <u>(追加)</u> の体制を整える（危険物取扱事業者 <u>(追加)</u>） 危険物取扱事業者 <u>(追加)</u> は、危険物等事故が発生した際には、	4. 1. 5 危険物取扱事業者等のの体制を整える（危険物取扱事業者等の） 危険物取扱事業者等のは、危険物等事故が発生した際には、	
65	(2 火薬類事故)	(2 火薬類事故)	平成 29 年度から、火薬類取締法に基づく事務が京都府から移管されたため
68	(2) 京都市（事故対策本部） (略) <u>(追加)</u> 4. 2. 5 (略) (消防庁へ報告する危険物等事故)	(2) 京都市（事故対策本部） (略) 4. 2. 5 火薬類に係る事故を経済産業省に報告する(消防局) <u>消防局は、事業者、警察等防災関係機関から受けた情報を経済産業省へ報告するとともに、経済産業省から受けた情報を、関係防災機関等へ連絡する。</u> 4. 2. 6 (略) (消防庁へ報告する危険物等事故) ア 危険物等にかかる事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以	平成 29 年 3 月 30 日付けで「京都市消防局火災・災害等即報要領」を改正したため。

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	ア 危険物等にかかる事故 (ア) 危険物，高圧ガス，可燃性ガス，毒物，劇物，火薬類（以下この項において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で，当該工場等の施設内又は周辺で，500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの (イ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で，次に該当するもの a 海上，河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの b 大規模タンクからの危険物等の漏えい等 イ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う，火災・危険物等の漏えい事故	<u>下「危険物等」という。）を貯蔵し，若しくは取り扱う施設又は危険物等の運搬に係る火災又は事故で，次に掲げるもの</u> <u>(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの</u> <u>(イ) 負傷者が5人以上生じたもの</u> <u>(ウ) 危険物等を貯蔵し，若しくは取り扱う施設内又は当該施設の周辺で，500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの</u> <u>(エ) 危険物等を貯蔵し，又は取り扱う施設から河川へ危険物等が流出し，防除，回収等の活動を要したもの</u> <u>(オ) 市街地，高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴い，危険物等が漏えいし，付近住民の避難，道路の全面通行禁止等の措置を要したもの</u> <u>(カ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</u>	
	(3) 国の機関 <u>4.2.6</u> （略） (4) 京都府警察 <u>4.2.7</u> （略） （略） (1) 事業者の措置 4.3.1 応急点検，応急措置を実施する（危険物取扱事業者（追加）） 危険物取扱事業者は，危険物等事故発生時に的確な応急点検，応急措置を講じる。	(3) 国の機関 <u>4.2.7</u> （略） (4) 京都府警察 <u>4.2.8</u> （略） （略） (1) 事業者の措置 4.3.1 応急点検，応急措置を実施する（危険物取扱事業者等） 危険物取扱事業者等は，危険物等事故発生時に的確な応急点検，応急措置を講じる。	

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																
68	4. 3. 1 応急点検，応急措置を実施する（危険物取扱事業者（追加）） 危険物取扱事業者（追加）は，危険物等事故発生時に的確な応急点検，応急措置を講じる。	4. 3. 1 応急点検，応急措置を実施する（危険物取扱事業者等） 危険物取扱事業者等 は ，危険物等事故発生時に的確な応急点検， 応急措置を講じる。	字句修正																
69	4. 4. 4 （略） 事故対策本部は，事故原因者（危険物取扱事業者（追加））等が行う（略） 4. 4. 5 臨時被害相談所等を設置する（危険物取扱事業者（追加）） （略） 4. 4. 6 相談業務を実施し，早期解決に努める（危険物取扱事業者（追加）） （略） 4. 5. 1 事故発生直後の救助活動を実施する（危険物取扱事業者（追加）） （略） 4. 5. 10 消火活動を行う（消防局，危険物取扱事業者（追加）） 消防局，危険物取扱事業者（追加）の自衛消防組織は，（略）	4. 4. 4 臨時被害相談所等の設置に協力する（事故対策本部） 事故対策本部は，事故原因者（危険物取扱事業者等）等が行う（略） 4. 4. 5 臨時被害相談所等を設置する（危険物取扱事業者等） （略） 4. 4. 6 相談業務を実施し，早期解決に努める（危険物取扱事業者等） （略） 4. 5. 1 事故発生直後の救助活動を実施する（危険物取扱事業者等） （略） 4. 5. 10 消火活動を行う（消防局，危険物取扱事業者等） 消防局，危険物取扱事業者等の自衛消防組織は，（略）	平成 29 年度から，火薬類取締法に基づく事務が京都府から移管されたため																
85	（支援対策本部会議の構成） <table border="1"> <tr> <th>本部長</th><th>統括 副本部長</th><th>副本部長</th><th>本部員</th></tr> <tr> <td>市長</td><td>防災を担当する副市長</td><td>副市長</td><td>（追加）環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，（追加）保健福祉局保健衛生推進室長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，（追加）消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，（追加）各区長，各担当区長（追加）及び本部長が指名する職員</td></tr> </table>	本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員	市長	防災を担当する副市長	副市長	（追加）環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，（追加）保健福祉局保健衛生推進室長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，（追加）消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，（追加）各区長，各担当区長（追加）及び本部長が指名する職員	（支援対策本部会議の構成） <table border="1"> <tr> <th>本部長</th><th>統括 副本部長</th><th>副本部長</th><th>本部員</th></tr> <tr> <td>市長</td><td>京都市副市長事務担任規程に定める行財政局（防災危機管理室）を担任する副市長</td><td>副市長</td><td>危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，（削除）都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長，（削除）保健福祉局医療衛生推進室長及び本部長が指名する職員</td></tr> </table>	本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員	市長	京都市副市長事務担任規程に定める行財政局（防災危機管理室）を担任する副市長	副市長	危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，（削除）都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長，（削除）保健福祉局医療衛生推進室長及び本部長が指名する職員	組織改正に伴う修正 京都市災害等支援実施要綱の表記と整合
本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員																
市長	防災を担当する副市長	副市長	（追加）環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，（追加）保健福祉局保健衛生推進室長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，（追加）消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，（追加）各区長，各担当区長（追加）及び本部長が指名する職員																
本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員																
市長	京都市副市長事務担任規程に定める行財政局（防災危機管理室）を担任する副市長	副市長	危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，（削除）都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長，（削除）保健福祉局医療衛生推進室長及び本部長が指名する職員																